

1. 千葉県高圧ガス輸送保安基準

(目的)

第1条 この基準は、車両による高圧ガスの輸送について、保安事項を具体的に定め、輸送業者等及び荷送人若しくは荷受人がこれを指針とし、実行することによって災害を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 輸 送 車 高圧ガスの充填容器等（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）を固定又は積載した車両であつて、道路交通法第3条に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいう。
- (2) タンクローリ等 車両に固定した容器により高圧ガスを輸送する車両をいう。
- (3) 輸 送 業 者 等 高圧ガスの輸送業者、第一種製造者、販売業者又は消費者であつて、高圧ガスを輸送する者をいう。
- (4) 輸 送 従 事 者 輸送車の運転者及びその同乗者をいう。
- (5) 荷 送 人 充填容器等の輸送開始時において、実際に輸送を行う者に高圧ガスを充填した状態で当該容器を直接引き渡した第一種製造者及び販売業者等をいう。
- (6) 荷 受 人 輸送業者等から輸送された高圧ガスを受け入れる第一種製造者及び消費者等をいう。

(適 用)

第3条 この基準は、千葉県内を運行する輸送車に対して適用する。

(輸送従事者の心得)

第4条 輸送従事者は、関係法令を遵守するほか、輸送する高圧ガスの特性、高圧ガス容器等の取扱い及び緊急時の措置等についての基礎的な知識を習得し、危害の予防に努めなければならない。

(輸送従事者の資格)

第5条 輸送従事者のうち運転者又は同乗者のいずれか1名は、次の各号に掲げる者でなければならない。ただし、第(2)号エからキまでの者が輸送することができる高圧ガスは、液化石油ガスに限るものとする。

(1) 高圧ガス移動監視者(以下「移動監視者」という。)

次に掲げるもののうち、いずれか一に該当する者

ア 高圧ガス製造保安責任者免状(冷凍保安責任者免状を除く。)の交付を受けている者

イ 高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者(特殊高圧ガスを含む。)

(2) 高圧ガス輸送員(以下「輸送員」という。)

次に掲げるもののうち、いずれか一に該当する者

ア 移動する高圧ガスの製造の作業に1年以上の経験を有する者

イ 高圧ガス販売主任者免状の交付を受けている者

ウ 移動監視者経験認定書を有する者又は高圧ガス保安協会の行った高圧ガスの移動に係る講習を修了した者

エ 液化石油ガス業務主任者代理者講習を修了した者

オ 液化石油ガス保安業務員講習を修了した者

カ 液化石油ガス調査員認定書を有する者又は調査員講習を修了した者

キ 液化石油ガス充てん作業講習を修了した者

ク 第19条に規定する団体が行う所定の講習を修了した者、その他各都道府県知事等が適格と認めた者

(輸送中の監視義務等)

第6条 次の各号に掲げる高圧ガスを輸送する場合に、移動監視者は当該高圧ガスの移動について監視するとともに、常に、第5条第(1)号ア又はイに掲げる免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯すること。

(1) 圧縮ガスのうち次に掲げるもの(第(3)号に掲げるものを除く。)

ア 容積300立方メートル以上の可燃性ガス及び酸素

イ 容積100立方メートル以上の毒性ガス

- (2) 液化ガスのうち次に掲げるもの（第（3）号に掲げるものを除く。）
- ア 質量3000キログラム以上の可燃性ガス（液化石油ガスを含む。）及び酸素
 - イ 質量1000キログラム以上の毒性ガス
 - ウ 一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に充填する液化水素

(3) 特殊高圧ガス

2 次の各号に掲げる高圧ガス（容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係わるものを除く。）のみを積載した車両の高圧ガスであって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下の高圧ガスを除く）を輸送する場合に、輸送員は当該高圧ガスの移動について監視するとともに、常に、第5条第（2）号アからクに掲げるいずれかの免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯すること。

(1) 圧縮ガスのうち次に掲げるもの

- ア 容積300立方メートル未満の可燃性ガス及び酸素
- イ 容積100立方メートル未満の毒性ガス
- ウ 空気、不活性ガス

(2) 液化ガスのうち次に掲げるもの

- ア 質量3000キログラム未満の可燃性ガス（液化石油ガスを含む。）及び酸素
- イ 質量1000キログラム未満の毒性ガス

(保安教育)

第7条 輸送業者等は、輸送従事者に対し、年1回以上、高圧ガス保安法、輸送する高圧ガスの特性、高圧ガス容器の取扱い及び緊急時の措置等について教育及び訓練を実施すること。また、輸送業者等は、移動監視者及び輸送員に対し、年1回、第19条に規定する団体が行う講習を受けさせること。

(警戒標)

第8条 輸送車（容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係わるものを除く。）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合は除く。）には、次の各号に掲げる警戒標を取り付けなければならない。

- (1) 取付位置 取付位置は、車両の前方及び後方から明瞭に見える場所とする。
 - (2) 大 き さ 横寸法を車幅の30%以上、縦寸法を横寸法の20%以上の長方形とし、正方形又は正方形に近い形状の警戒標を用いる場合には、その面積を600平方センチメートル以上とする。
 - (3) 文 字 「高圧ガス」
 - (4) 色 彩 地色は黒、文字は黄色（JIS K5673 安全色彩用蛍光塗料）とする。
 - (5) 材 料 金属板とする。
- 2 次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、前項の規定にかかわらず、警戒標を取り付けないことができる。
- (1) 消防自動車、救急自動車、レスキュー車、警備車その他の緊急事態が発生した場合に使用する車両において緊急時に使用するための充填容器等。
 - (2) 冷凍車、活魚運搬車等において輸送中に消費を行うための充填容器等。
 - (3) タイヤの加圧のために当該車両の装備品として積載する充填容器等（フルオロカーボン、炭酸ガスその他の不活性ガスを充填したものに限る。）
 - (4) 当該車両の装備品として積載する消火器。

(積 載)

第9条 輸送従事者は、輸送車について、次の各号の基準に適合するよう留意しなければならない。

- (1) タンクローリ等については、次の事項を確認すること。
 - ア 容器及び配管等にガス漏れ又は緩みがないこと。
 - イ 輸送する高圧ガスの名称が表示する高圧ガスの名称と一致していること。
- (2) 車両の最大積載量を超えて積載しないこと。
- (3) 充填容器等は、荷くずれ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止するため、車両の荷台の前方に寄せ、ロープ、ワイアロープ、荷締め器、ネット等を使用して確実に緊縛し、かつ、当該充てん容器等の後面と車両の後バンパの後面（後バンパのない場合には車両の後面とする。以下同じ。）との間に約30cm以上の水平距離を保持するように積載すること。ただし、これと同等以上の措置を講じた場合は、この限りでない。
- (4) 圧縮ガスの充填容器等は、原則として横積みとすること。
- (5) アセチレン及び液化ガスの充填容器等は立積み又は斜め積みとし、液化石油ガスの容器であつて10キログラム入り以下のものを除き、1段積みとすること。ただし、斜め積みの場合には安全弁の放出口を上に向け、充填容器等の側面と荷台との角度は20度以上とし、かつ、その角度を保持できる措置を講ずること。

- (6) 容器を横積みにするときは、横くずれに対して十分な歯止めをし、かつ、確実にロープを掛け、又は網掛けを実施し、転落、転倒等を防止すること。
 - (7) 液化石油ガス45キログラム入り以上の容器の積載又は10キログラム入り容器を2段積みにする場合は、両側のあおり板の高さを80センチメートル以上とし、ロープ掛けを実施すること。
 - (8) 使用するロープ及び網ひもは「JIS L2701 第2類マニラロープ1種」に該当するもの、又はこれと同等以上の十分な強度を持つもので、その径が12ミリメートル以上のものであること。
 - (9) 充填容器等と消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物と同一の車両に積載して輸送しないこと。ただし、液化石油ガス、圧縮天然ガス又は不活性ガスの充填容器等（内容積120リットル未満のものに限る。）と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充填容器等（内容積120リットル未満のものに限る。）と同法別表に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。
 - (10) 塩素の充填容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充填容器等を同一の車両に積載しないこと。
 - (11) 酸素の充填容器等と可燃性ガスの充填容器等を混載するときは、これらの充填容器等のバルブが向き合わないようにする。特に事故防止に留意すること。
 - (12) 毒性ガスの充填容器等を積載するときは、木枠又はパッキンを施すこと。
 - (13) アルシン又はセレン化水素を輸送する車両には、当該ガスが漏洩したときの除害の措置を講ずること。
 - (14) 充填容器等を車両に積載し、若しくは車両から荷卸しし、又は地盤面上を移動させる場合は、次の各号の基準により行うこと。
- ア 充填容器等を車両に積載し、又は車両から荷卸しするときは、ゴム製マットその他衝撃を緩和するものの上で行うこと等により、当該充填容器等が衝撃を受けないうような措置を講ずること。
- イ 充填容器等の胴部と車両との間に布製マットをはさむこと等により、摩擦を防止し、かつ、当該充填容器等にきず、へこみ等が生じないような措置を講ずること。
- ウ プロテクターのない容器にあつては、キャップを施して行うこと。
- エ 地盤面上を手により移動するときは、充填容器等の胴部が地盤面に接しないようにして行うこと。
- (15) 車両に積載したときは、当該車両の側板は正常な状態に閉じた上、確実に止金をかけること。

(輸 送)

第10条 輸送車を運転する場合は、道路交通法を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 運行計画に基づいて、余裕ある運行をすること。
- (2) 安全運転を第一に心掛けること。
- (3) 繁華街又は人ごみを避けること。ただし、著しく回り道となる場合、その他やむを得ない場合には、この限りでない。
- (4) 第6条第1項第(1)号から第(3)号に掲げる高圧ガスを輸送するときは、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次のいずれかに該当して移動する場合は交替して運転させるため、容器を固定した車両1台について運転者2人を充てること。

ア 一の運転者による連続運転時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転を中断することなく連続して運転する時間をいう。)が、4時間を超える場合

イ 一の運転者による運転時間が、一日当たり9時間を超える場合

- (5) 輸送車が長距離運転又は悪路を通過したときは、途中適宜安全な場所に停車し、搭載機器、弁及び配管類を点検すること。
- (6) 車両がガード下を通過するときは、ガードの高さに注意し、車両の上部がガード下に接触するおそれのあるときは、他の道へ迂回すること。

(駐 車)

第11条 輸送車を駐車させるときは、道路交通法を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 高圧ガス保安法に定める第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件の密集している地域を避け、かつ、交通量の少ない安全な場所を選ぶこと。ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等(毒性ガスに係わるものを除く。)のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合は除く。
- (2) 駐車するときは、高圧ガスの温度を40度(圧縮水素運送自動車用容器は65度)以下に保つよう配慮するとともに、パーキングブレーキを確実にかけ、車輪止めをすること。
- (3) 圧縮ガスで300立方メートル(液化ガスにあつては、3000キログラム)以上の高圧ガスを積載した輸送車が、2時間以上にわたって駐車するときは、高圧ガス保安法第16条の許可を受けて設置する第一種貯蔵所又は、同法第17条の2の届け出て設置する第二種貯蔵所以外の場所に駐車してはならない。

(4) 輸送従事者は、食事その他やむを得ない場合を除いて、短時間でも車両を離れてはならない。やむを得ず離れる場合でも、常に目の届く範囲にいるようにすること。ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係わるものを除く。）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合は除く。

(防災資器材等)

第12条 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の輸送車には、輸送車用常備工具のほか、消火器、資材、工具等を備え、さらに毒性ガスの輸送車は、保護具、薬剤を高圧ガスの特性に応じて備え付けなければならない。ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係わるものを除く。）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合にあっては、この限りではない。なお、それ以外の高圧ガスの輸送に際しても、備え付けることが望ましい。

(携行品)

第13条 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の高圧ガスを移動するときは、次の各号に定める携行品を所持すること。なお、それ以外の高圧ガスの輸送に際しても、できる限り所持すること。

(1) 移動注意書（イエロー・カード）

高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面であって、かつ、（一社）日本化学工業協会が推進している「物流安全管理指針に係わる緊急連絡カード」とし、別記1の例に示すイエロー・カードの様式によるものとする。ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係わるものを除き、高圧ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合にあっては、この限りではない。

(2) 各都道府県高圧ガス地域防災協議会会員証明書又は防災事業所に係る書面等

事故等が発生した際に共同して対応するための組織に加入している証として、各都道府県高圧ガス地域防災協議会会員証明書（写し）又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者、その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置として、防災事業所を記載した書面（これはそれぞれとの申し合わせをした書面であるのが望ましい。）等とする。

(3) 高圧ガス輸送車事故発生時の通報等の系統図

別記2の高圧ガス輸送車事故発生時の通報等の系統図とする。

(4) 地震防災対策マニュアル

別記3の南海トラフ地震臨時情報発表時における高圧ガス輸送車の対応措置等を記入したカード（以下「地震防災対策マニュアル」という。）とする。

(点 検)

第14条 輸送業者等、荷送人及び荷受人は、次の各号に定めるところにより車両及び附属品の点検を行わなければならない。

- (1) 輸送業者等は、運行前、荷役時及び運行後に日常点検を行うとともに、定期的に車両及び附属品の点検を行い、整備等に努めること。
- (2) 輸送業者等及び荷送人又は荷受人は、荷役時にその作業について、相互に立会い、異常のないことを確認すること。
- (3) 輸送車の点検事項については、第19条に規定する団体が定めた「高圧ガス輸送車点検基準」により行うこと。

(緊急時の措置)

第15条 輸送事業者は、車両に積載している高圧ガスによって事故が発生したときは、速やかに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 速やかに安全な場所まで移動し、応急措置を行うこと。
- (2) 状況に応じ、第13条に規定する高圧ガス輸送車事故発生時の通報等の系統図により、事故発生時刻、ガスの種類、事故発生場所等を最寄りの消防機関又は警察官及び荷送人へ連絡するとともに、付近の住民に警告し、危険区域の人々を安全な場所に避難させること。

(地震臨時情報発表時の措置)

第16条 輸送従事者（第6条第1項第(1)号から第(3)号に掲げる高圧ガスを輸送する者に限る。）は、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、高圧ガス輸送車の対応措置を地震防災対策マニュアルに従って講じなければならない。

(大地震発生時の対応)

第17条 大地震が発生したときは、落ち着いて行動し、まず何をすべきかを考え、次の各号により対応すること。

(1) 走行中の場合

ア 走行中に地震を感知したときは、前後の車両に注意しながら道路左端の安全な場所に停車すること。地震の規模によっては運転不能の状態になるので、直ちに停車して様子を見ること。高速道路を走行中は、特に停車位置を判断して下記イの安全な場所を選ぶこと。

イ 安全な場所とは、次に掲げる場所をいう。

- (ア) 建物、構造物等が倒れかからない場所
- (イ) 落下物の危険のおそれのない場所
- (ウ) 地盤が平坦な場所
- (エ) 路肩が崩れ車両が転倒するおそれのない場所
- (オ) 火災の延焼を受けるおそれのない場所

ウ 停車したときは、エンジンスイッチを切り、パーキングブレーキを確実に引き、車両が自走しないようにすること。余裕があれば車輪止めをすること。

エ 地震の規模によっては、キーをつけたまま退避すること。

オ 輸送車等に災害が発生した場合は、第15条の規定に従って行動すること。

(2) 地震の揺れが収まったときの措置

- ア 容器、附属品、配管及び車両に異常がないか点検すること。
- イ ラジオ等により被害の状況及び道路状況等を判断し、荷卸し先及び自社に状況を速やかに連絡するとともに行動の指示を受けること。
- ウ 連絡が不能のときは、荷卸し先に行き指示を受けること。
- エ 走行に当たっては、警察、消防等の指示に従うこと。
- オ 津波情報により、速やかに安全な場所に移動すること。

(3) 基地又は荷卸し先の場合

- ア 停車中又は作業中の場合は、保安係員等の指示に従うこと。
- イ 輸送従事者が危険と判断したときは、安全を確保できる措置を講じた後、退避すること。
- ウ 荷役作業を再開するときは、必ず保安係員等の立会のもとに安全を確認してから行うこと。

(緊急連絡体制の確立)

第18条 千葉県高圧ガス地域防災協議会は、高圧ガス輸送の安全を確保するため、必要に応じ、関係機関等の連絡協議会を開催することとする。

(講習等)

第19条 この基準において、第5条第(2)号ク及び第7条並びに第14条第(3)号に規定する団体とは、一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会、一般社団法人千葉県LPガス協会、千葉県冷凍空調設備協会及び千葉県高圧ガス流通保安協会をいう。

附 則

この基準は、平成30年 4月 1日から施行する。

平成30年 3月26日制定する。

平成30年 8月 6日改定する。

令和 3年 8月10日改定する。

千葉県高圧ガス保安基準委員会

構成員

千葉県防災危機管理部産業保安課長

千葉市消防局予防部指導課長

一般社団法人千葉県LPガス協会会長

一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会会長

一般社団法人千葉県冷凍設備保安協会会長

千葉県高圧ガス流通保安協会会長

千葉県高圧ガス地域防災協議会会長

千葉県冷凍空調設備協会会長